

第4回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月8日(木) 午後3時00分

2 開催場所 夷隅文化会館 2階 研修室

3 出席委員(9名)

1番 藤平 正一

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(4名)

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

6番 織本 幸一

9番 久我 久

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、4月1日付けの人事異動につきまして、本事務局職員の異動はありませんでしたので、ご報告いたします。

続きまして、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、2番、関委員、3番、藍野委員、6番、織本委員、9番、久我委員の4名であり、出席委員数は、委員総数13名中9名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番、増田委員、議席番号8番、高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から9について説明します。

番号1、譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。本件は、荻原、日在、岬町中原、岬町押日の4地域にまたがり申請土地が設定されております。申請地8筆の合計〇〇〇㎡、地目はすべて田となっております。なお、このうち、荻原字宮ノ下〇〇〇番と岬町押日字細川間〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、および字広町〇〇〇番については、抵当権の設定がされておりますが、令和3年3月25日付で抵当権者より承諾書の提出がされております。権利内容、

売買による所有権移転、図面番号1～5です。

番号2、譲渡人理由は、高齢かつ遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農及び移住の為です。譲受人は現在神奈川県川崎市に居住しており、この度のコロナ禍を機にいすみ市への移住を計画しているものです。申請土地、若山字向原、地目、畑、〇〇〇㎡。ほか2筆、3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号3、本件は、番号2と同一譲受人による申請です。前件にて取得する農地だけではいすみ市における下限面積2,000㎡に届かなかったため、これを満たすべく申請のあったものです。譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農及び移住の為です。申請土地、深堀字御室、地目、田、〇〇〇㎡。権利内容、使用貸借権設定、図面番号7です。

番号4、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、山田字上耕地、地目、田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号5、本件は、番号4と同一譲受人による申請です。また、申請土地についても、番号4と隣接をするものとなっております。譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、山田字上耕地、地目、田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号6、譲渡人理由は、高齢かつ遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、高谷字中村、地目、畑、〇〇〇㎡。ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号7、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利の為です。申請土地、岬町椎木字野際、地目、田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号10です。

番号8、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、渡人の要望に応じる為です。申請土地、岬町江場土字宮下、地目、田、〇〇〇㎡。ほか2筆、3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号11および

び12です。

番号9、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町江場土字宮下、地目、田、〇〇〇m²。権利内容、売買による所有権移転、図面番号13です。

番号1から9につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1の荻原の申請地について、10番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 はい、三枝です。

事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 番号1の日在及び岬町中原の申請地については、当該地区の担当委員が3番、藍野委員及び9番、久我委員であるため、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 両委員より「問題なし」との連絡を受けております。

議長 番号1の岬町押日の申請地について、7番、増田委員の補足説明をお願いいたします。

増田委員 はい。7番、増田でございます。

この細川間は良い田んぼで、連なっていて耕作しやすいと思います。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 番号2及び番号3について、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 3番、藍野委員より「問題なし」との連絡を受けております。

議長 番号4から番号6について、8番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。7番、高浦です。

4番、5番については、隣接農地をひとつとして、現状は耕作されているようですので、特に問題ないと思います。

6番についても問題は特にありません。よろしく願いいたします。

議長 番号7について、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 9番、久我委員より「問題なし」との連絡を受けております。
議長 番号8及び番号9について、4番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。4番、松崎です。

8番については、今、受人が耕作している土地がほぼ全てで、特に問題無いものと思われま

す。9番についても、先月、隣接の土地の申請があがっており、承認されているので、今回の申請についても何ら問題無いものと思われま

すので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願

います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。
事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は深堀伊能滝の畑、〇〇〇㎡で、若山跨線橋の南側に位置します。図面番号14

です。申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、建売分譲住宅4棟、〇〇〇㎡及び進入路、〇〇〇㎡です。

幹線道路に近く、交通の便の良い立地であることから需要があると考え、建売分譲住宅を計画

しました。用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号2、本件土地は、日在押留仲の畑、〇〇〇㎡で押留公会堂の北側に位置します。図面番号15です。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇㎡及び農業用倉庫、〇〇〇㎡です。

借主は現在、両親、祖父、妻、子供2人、弟の家族3人と同居しており、手狭になったため、貸主である祖父の土地を借りて、妻、子供2人と4人で住むための住宅を建設します。現在の住宅は両親と祖父が引き続き住み続けます。

また、農業用倉庫については、農地法の許可が不要であるため、以前から建っていたものであり、壊さずに、今後も使用します。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年3月23日付で道路占用許可済です。

番号3、本件土地は、日在押留仲の田、〇〇〇㎡で番号2の申請地の道路を挟んで隣接します。図面番号15です。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇㎡及び車庫、〇〇〇㎡です。

借主は現在、両親、祖父、妻、子供2人、兄の家族4人と同居しており、手狭になったため、貸主である祖父の土地を借りて、子供2人と3人で住むための住宅を建設します。現在の住宅は両親と祖父が引き続き住み続けます。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年3月23日付で道路占用許可済です。

番号4、本件土地は岬町中原谷ノ平地の畑、〇〇〇㎡で、隣接する山林を併せた全体計画は〇〇〇㎡です。麻雀博物館の南側に位置します。図面番号16です。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、保養施設、〇〇〇㎡です。

譲受人は東京都内で一般向けの住宅の建築を行っている法人であり、車で1時間半で来ることの出来る当地に従業員の福利厚生を目的とする保養施設を建設します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年3月22日付けで、市建設課に道路占用許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3については、当該地区の担当委員が3番、藍野委員、番号4については、当該地区の担当委員が9番、久我委員であるため、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 両委員より「問題なし」との連絡を受けております。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）

についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年3月22日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権11件、貸付者10名、借受者8名、田、39,092㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者1名、借受面積、田、5,221㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は3月31日までに回答済の6件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和3年第4回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、5月の総会ですが、5月7日（金）午後3時から大原庁舎3階301会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、4月21日（水）から23日（金）の3日間となります。現地確認につきましては、4月26日（月）及び27日（火）で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様で

した。

(閉会 午後3時25分)

議事録署名人

議長

7番委員

8番委員